

【2025年10月1日発行】

=====
■ 人事労務マガジン／定例第180号 ■
=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 建設事業主向け雇用管理研修のご案内
労働者の雇用管理に必要な知識を無料で学べます
2. 「事業主のためのハローワーク活用セミナー」開催のお知らせ
3. 今月から改正育児・介護休業法が全面施行されました
4. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です
5. 「中小企業退職金共済制度」のご案内
退職金による確かな未来づくりで会社をもっと元気に
6. 「企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的な支援ツール」を公表しました
7. 10月・11月「仕事と育児・介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
オンラインセミナーに加え、各会場で共催セミナーを実施します
8. 「育児・介護休業法」と「次世代育成支援対策推進法」の改正に伴い社内規定の見直し・環境整備に向け、プランナーによる無料支援を行っています
9. 10月16日開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第5回テーマは「リモートワーク時代のオフィスには何が必要か」
10. 国家公務員の高い専門能力と豊富な経験を事業に活かしてみませんか？
行政プロフェッショナル人材情報提供「官民ジョブサイト」
11. 「労働契約等解説セミナー」を開催中【再掲】
12. 「教育訓練休暇給付金」が創設されました

労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます【再掲】

13. 今月、派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナーを開催

～派遣労働者を受け入れる際の労働者派遣法と実務上のポイントを解説～【再掲】

14. 10月29日開催 第3回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中

「副業・兼業・フリーランスの協働を実現する働き方～労働者協同組合で広がる可能性～」

【再掲】

【トピック1】建設事業主向け雇用管理研修のご案内

労働者の雇用管理に必要な知識を無料で学べます

建設業における労働者の雇用管理に必要な知識の習得を目的とした研修を、全国 47 都道府県で実施しています。受講は無料、オンラインでの受講も可能です。

法律により、建設業を営む事業所では「雇用管理責任者」の選任が義務づけられています。

また、雇用管理責任者については、雇用管理に必要な知識の習得・向上を図るよう努めなければなりませんとされています。

この事業では、主に「雇用管理責任者」を対象として労働関係法令などに関する研修を実施しているほか、若年労働者と円滑なコミュニケーションを取りながら働くためのスキルの習得を目的とした研修も実施しています。

この機会に雇用管理研修を活用して、魅力ある職場づくりに取り組みませんか？

【詳細・参加申し込みはこちら】

<https://koyoukanri.mhlw.go.jp/>

【トピック 2】「事業主のためのハローワーク活用セミナー」開催のお知らせ

「求人を出しても応募がない・・・」、「どうしたら魅力的な求人になるの?」、そんなお悩みはありませんか？

厚生労働省では、事業主の皆さまに向けて、ハローワークの活用法と求人票作成のコツを実践的に学べるセミナーを開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

人材確保にお悩みの事業主・人事労務担当者の方はぜひご参加ください。

【詳細・申し込みはこちら】

事業主のためのハローワーク活用セミナー

<https://helloworkseminar-kyujin.mhlw.go.jp/>

※必ず事業所所在地を管轄するハローワークのセミナーにお申し込みください。

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「求人者支援セミナー」事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL:03-5226-9919(受付時間:平日 10時~17時)

【トピック 3】 今月から改正育児・介護休業法が全面施行されました

昨年5月に改正育児・介護休業法が成立し、10月から全面施行されました。
改正育児・介護休業法に対応した就業規則等の整備などはお済みでしょうか。
今年10月1日から施行された事項について、詳しく説明します。

1. 柔軟な働き方を実現するための措置

労働者が、子の年齢に応じて柔軟な働き方を実現させながら、フルタイムで働くことも選べるようにするため、事業主は3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対して、以下の「柔軟な働き方を実現するための措置」の中から二つ以上を選択して講ずることが義務付けられました。

なお、事業主が講ずる措置を選択する際には、労働者の過半数で組織する労働組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

①就業時刻等の変更

②テレワーク等(10日以上/月)

③保育施設の設置運営等

④養育両立支援休暇(就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇)の付与(10日以上/月)

⑤短時間勤務制度

労働者は、事業主が講じた措置の中から一つを選択して利用することができます。

2. 「柔軟な働き方を実現するための措置」の個別の周知・意向確認

事業主は、3歳未満の子を養育する労働者に、子が3歳になるまでの適切な時期に、柔軟な働き方を実現するための措置として講じた制度に関する事項の周知と、制度利用の意向の確認を個別に行う必要があります。

個別周知・意向確認は、面談だけでなく、書面の交付やFAX、電子メール等でも可能です。

なお、FAXや電子メール等で周知する場合は、労働者が希望した場合に限ることに留意してください。

3. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

事業主は、労働者から、本人または配偶者の妊娠・出産等の申し出があったときや、子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項(勤務時間帯や勤務地、両立支援制度等の利用期間、労働条件の見直し等)について、労働者の意向を個別に聴取する必要があります。

個別の意向聴取の際は、面談だけでなく、書面の交付やFAX、電子メール等でも可能です。

なお、FAXや電子メール等で聴取する場合は、労働者が希望した場合に限ることに留意してください。

また、労働者から聴取した意向について、自社の状況に応じて配慮する必要があります。

今年4月からは、子の看護休暇の見直しや育児のための所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大、育児休業等の取得状況の公表義務の拡大、介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認・早期の情報提供等がすでに施行されています。

改正育児・介護休業法の詳細については、以下のパンフレットや厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

■ パンフレット「育児・介護休業法」

令和6年(2024年)改正内容の解説

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001407488.pdf>

■ 厚生労働省

育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児休業特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/ikujji/

介護休業特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/index.html

また、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、仕事と育児・介護両立支援制度等相談窓口を設置していますので、ぜひご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

【トピック4】10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

年次有給休暇の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性の向上など、会社にとっても大きなメリットがあります。

そのためには、休暇の分散化にもつながる年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する年次有給休暇の時間単位付与制度(※2)の導入・活用が効果的です。

年次有給休暇を計画的に取得し、実りある休暇となるよう、労使が一体となって、これらの導入・活用をお願いします。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

【詳細はこちら】

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば年 5 日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【トピック5】「中小企業退職金共済制度」のご案内 退職金による確かな未来づくりで会社をもっと元気に

「中小企業退職金共済制度」をご存じですか？

この制度は、中小企業に退職金制度を導入することで、従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る国の制度で、一般の「中小企業退職金共済制度」と「特定業種退職金共済制度」があります。運営は、厚生労働省所管の独立行政法人勤労者退職金共済機構が行い、国による掛金助成もあります。

企業の魅力を高め、優秀な人材を確保するために、「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか。

【制度の種類と対象者】

- ①一般の「中小企業退職金共済制度」(主に常時雇用される従業員が対象)
- ②特定業種退職金共済制度」(建設業、清酒製造業、林業の期間雇用者が対象)

【制度活用のメリット】

- ・ 「安心」 法律に基づく国の制度です。
- ・ 「有利」 掛金は全額非課税、掛金の一部を国が助成、手数料不要です。
- ・ 「簡単」 加入手続きや掛金管理も手間いらずです。

【「加入してよかった！」喜びの声はこちら】

中小企業退職金共済事業本部 加入者の声(お便りコーナー)

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/voice/>

①一般の「中小企業退職金共済制度」

[加入できる企業]

常用従業員数または資本金・出資の総額のいずれかが以下の範囲内の企業

- ・ 一般業種(300人以下または3億円以下)
- ・ 卸売業(100人以下または1億円以下)
- ・ サービス業(100人以下または5,000万円以下)
- ・ 小売業(50人以下または5,000万円以下)

[掛金月額の選択]

- ・ 5,000円から30,000円までの16種類から従業員ごとに選択可
- ・ 短時間労働者は2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金月額も選択可

[通算制度]

解散存続厚生年金基金、特定退職金共済事業を廃止した団体、合併等に伴う企業年金(確定給付企業年金「DB」・確定拠出年金「企業型DC」)との間の資産移換もできます。

「中小企業退職金共済制度」に関する無料相談・説明会をオンラインで開催していますので、ご加入を検討中の方や、退職金制度の新規導入などをお考えの方は、ぜひご利用ください。

【中小企業退職金共済制度の詳細はこちら】

中小企業退職金共済事業本部

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【無料相談・オンライン説明会等】

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/soudan/>

②特定業種退職金共済制度

[加入できる事業主]

- ・ 建設業

建設業を営む事業主であれば、総合、専門、職別、元請、下請、日本法人、外国法人の別を問わず、専業でも兼業でも、また、建設業法の許可を受けているか否かにかかわらず、すべて加入できます。

- ・ 清酒製造業

清酒製造業(清酒・単式蒸留焼酎(本格焼酎・泡盛)・みりん2種)を営む方なら専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

- ・ 林業

林業を営む方なら、専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

※建設業、林業の一人親方の場合は、任意組合を作り、その任意組合を事業主とみなし、一人親方は任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することができます。

[掛金]

- ・ 建設業 320 円
- ・ 清酒製造業 300 円
- ・ 林業 470 円

※すべて従業員ごと、1日当たりの額です。

[業界全体の退職金制度]

労働者は、事業主が変わっても、制度に加入している事業主であれば、引き続き掛金を納付してもらうことができます。

【特定業種退職金共済制度の詳細はこちら】

建設業退職金共済事業本部(建設業の方)

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

清酒製造業退職金共済事業本部(清酒製造業の方)

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

林業退職金共済事業本部(林業の方)

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【トピック6】「企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的な支援ツール」を公表しました

昨年5月に改正育児・介護休業法が成立し、今年4月・10月に段階的に施行されました。

改正育児・介護休業法においては、仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護

離職することを防止するために、主に以下の措置が企業に義務づけられました。

- ①介護離職防止のための雇用環境整備(研修実施等四つの措置から一つ)
- ②介護に直面する前の早期(40歳)の両立支援制度等に関する情報提供
- ③介護に直面した旨の申し出を行った労働者への個別の制度周知・意向確認

これらの措置義務に対応するための体制整備を含め、事業主による仕事と、介護の両立支援の取り組みが有機的に連携され、より一層の効果を上げられるようにする観点から、実務的な介護両立支援の具体化に関する研究会を開催し、「企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的な支援ツールを」取りまとめ、公表しました。

このツールでは、企業の「役割」や「対応すべきこと」を明確にするとともに、それぞれの措置を効果的に実施するためのポイントや利用可能な様式・資料等を掲載しています。

各企業で各種両立支援制度が効果的に機能し、社員の皆さまが家族の介護に対応しながらも希望に応じて、いきいきと働き続けることができるよう、支援ツールの活用をぜひご検討ください。

■ 厚生労働省

「企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的支援ツール」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html#>
[企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的支援ツール](#)

令和6年育児・介護休業法改正を踏まえた実務的な介護両立支援の具体化に関する研究会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kintou_357340_00001.html

【トピック7】10月・11月「仕事と育児・介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
オンラインセミナーに加え、各会場で共催セミナーを実施します

このセミナーでは、改正法育児・介護休業法に関する対応や、仕事と家庭の両立支援などにお悩みの企業様に向けて、分かりやすく解説します。

伴走型セミナーでは、1社につき1名の両立支援の専門家が同席し、セミナー内でご質問やご

相談に応じます。

該当地域の事業主、人事労務担当の皆さま、この機会をお見逃しなく！

※集合型会場セミナーは、定員に達した場合は期日前に申し込みを締め切る場合があります。

オンラインセミナーも随時開催しています。今後のさらなる男性の育児休業取得促進に向けた対応や、10月に施行される柔軟な働き方を実現するための措置について解説します。

ぜひセミナーにご参加ください。

■仕事と育児の両立支援セミナー（Zoom ウェビナー）

「両立支援が組織を強くする」～令和6年法改正と実践～

10月7日(火) 14:00～15:00

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10261/>

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー（Zoom ウェビナー）

「育児・介護休業法改正対応セミナー」～人事・経営層が今すべきこと～

10月29日(水) 11:00～12:00

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10267/>

■鳥取市共催セミナー（集合型）

第1部 共働き・子育て時代の職場づくりと法改正対応（伴走型）

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応（伴走型）

11月5日(水) 12:30～15:20

会場:鳥取市民交流センター 2階 多目的室1

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10226/>

■横浜市経済局中小企業振興課共催セミナー（集合型）

第1部 共働き・子育て時代の職場づくりと法改正対応（伴走型）

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応（伴走型）

11月6日(木) 13:30～16:40

会場:IDEC 横浜情報文化センター 情文ホール

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10228/>

■仕事と育児の両立支援セミナー（Zoom ウェビナー）

法改正を活かす「戦略的パパ育休」～中小企業が人材を逃さないために～

11月11日(火) 11:00～12:00

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10387/>

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー(Zoom ウェビナー)

「育児・介護休業法改正対応セミナー ～人事・経営層が今すべきこと～」

11月18日(火) 14:00～15:00

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10389/>

■東京働き方改革推進支援センター共催セミナー(Zoom ウェビナー)

第1部 育児・介護支援事務局

「共働き・共育時代時代の職場づくりと法改正対応」

第2部 東京働き方改革推進支援センター

「従業員を大事にする、働き方改革の好事例」

11月19日(水) 14:00～15:40

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10270/>

■弘前商工会議所後援セミナー(集合型)

第1部 共働き・共育時代時代の職場づくりと法改正対応 (伴走型)

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応 (伴走型)

11月20日(木) 13:00～15:50

会場:弘前商工会議所 2階 大ホール

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10379/>

■越谷商工会議所共催セミナー(集合型)

第1部 共働き・共育時代時代の職場づくりと法改正対応 (伴走型)

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応 (伴走型)

11月26日(木) 13:00～15:40

会場:越谷産業会館 1階 集会室

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10245/>

■上記以外にも集合型共催セミナーを予定しています。

福岡キャリア形成リスキリング支援センター 共催セミナー

11月13日(木) 13:00～15:40

※詳細が決まり次第、ウェブサイトにてご案内します。

【トピック8】「育児・介護休業法」と「次世代育成支援対策推進法」の改正に伴い社内規定の見直し・環境整備に向け、プランナーによる無料支援を行っています

昨年5月の「育児・介護休業法」と「次世代育成支援対策推進法」の改正に伴い、企業には社内規程の見直しや、従業員が安心して育児・介護休業を取得できる環境づくりが求められています。

社員が安心して働ける環境づくりを、今こそ始めませんか。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

TEL:03-5542-1740

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

【トピック9】10月16日開催 「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第5回テーマは「リモートワーク時代のオフィスには何が必要か」

厚生労働省は、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、テレワークセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。

育児・介護による離職防止、採用の強化はもちろん、DX促進、BCP対策、社員のエンゲージメント向上や障害者雇用などによる労働人口の確保などテレワークには多くのメリットがあります。

第5回のテーマは「リモートワーク時代のオフィスには何が必要か」です。

第5回特別講演として、株式会社月刊総務 代表取締役社長 豊田健一氏をお招きし、「あらためて考える「場」の力。リモートワーク時代のオフィスとは」と題してお話をいただきます。

リモートワークの普及に伴い、オフィスは単なる作業場所から、交流や創造性を促す場へと役割が変化しています。さらにはコロナ禍以降、オフィス面積を縮小する企業も増えました。しかしながら単に出社頻度の低下によるスペース削減やフリーアドレス化、ハイブリッド運営のための会議室増築といった設備投資も今後本当に必要なのか、いまひとつ方向性が定まらないといった課題があります。

加えて、偶発的なコミュニケーションの減少や企業文化の希薄化も懸念されます。本セミナーでは、テレワーク導入・定着の好事例から見える解決策の提案、および労務管理の専門家を交え、労務管理の留意点を分かりやすく解説します。

リモートワーク時代のオフィス設計はどうすれば良いかお悩みの企業・団体の皆さま、テレワークの導入や定着に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

【セミナー内容】

特別講演 株式会社月刊総務 代表取締役社長 豊田健一 氏

- ・ テレワーク導入企業の好事例紹介(株式会社 ATOMica 様)
- ・ テレワーク導入事例&ICTにおける留意点
- ・ テレワーク実施時の労務管理上の留意点(社労士による徹底解説)

「個別相談会」(希望者)

※セミナー終了後に、労務管理、ICT その他企業が抱える個別具体的なお悩みについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。ご希望の方は、セミナーお申し込み時に個別相談会希望とご指定ください。

■開催日時

日時:10月16日(木)13:00~16:00 (オンライン接続開始 12:50~)

【申し込み方法など詳細はこちら】

テレワークセミナー

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/seminar/2025/1016.html>

【トピック10】国家公務員の高い専門能力と豊富な経験を事業に活かしてみませんか？ 行政プロフェッショナル人材情報提供「官民ジョブサイト」

内閣府官民人材交流センターでは、国家公務員の中堅・シニア層(45歳以上)に特化した求人サイト「官民ジョブサイト」を運営しています。このサイトに求人を掲載すると、国家公務員(求職者)が閲覧・応募できる仕組みになっています。

■「官民ジョブサイト」の五つの特長

①完全無料

利用開始から採用決定まで、料金は一切かかりません。

②レア人材

他のサービスでは探しにくい特定分野の人材が求職者として登録しています。公務で培った高い専門能力・事務能力を持つ経験豊富な人材を採用いただけます。幅広い業種・地域の人材ニーズにも対応しています。

③安心(利害関係等の確認の仕組み)

求人への応募が国家公務員に固有の規制(利害関係のある企業等への求職活動の禁止)に抵触しないか官民人材交流センターが事前チェックするので、安心して利用できます。

④情報検索

利用登録後、すぐに求職者情報(職務経歴、資格・免許、自己PR等)を検索・閲覧できるようになります。どのような求人を出すか、求職者情報を確認しながら検討できます。

⑤スカウト

求人への応募を待つだけでなく、求職者情報を検索・閲覧して、掲載中の求人に応募して欲しい求職者がいた場合には、求人への応募をお勧めする「スカウト」ができます。

【求人者(事業主)】

- ・ 全国の企業・団体が登録(約1,900社)
- ・ 民間企業のほか、非営利法人、国公私立の大学、士業事務所など、さまざまな企業・団体にご利用いただいています。

【求職者(登録している国家公務員)】

- ・ 働きながら転職を希望する職員(一部退職者も含む)が登録(22省庁・約3,300人)
- ・ 職員の経験分野や役職段階は多様で、専門資格保有者も少なくありません。
- ・ 40代が約10%、50代が約50%、60代が約40%

【詳細・利用申し込みはこちら】

官民人材交流センター(内閣府ウェブサイト)

https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_jigyosya.html

【お問い合わせ】

内閣府官民人材交流センター

TEL:03-6268-7677

【再掲】-----

【トピック11】「労働契約等解説セミナー」を開催中

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員の方々などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまをはじめ、どなたでも参加できます。

また、今年度はセミナーの受講にかかわらず、個別相談会にお申し込みができます。

【事前申し込み制・参加無料】

■セミナー3種と個別相談会の概要

- ・ オンラインセミナー(通常型)

労働契約に関する基本情報、無期転換ルール、副業・兼業の促進に関するガイドラインの3つのテーマについて解説するオンラインセミナー

【開催時間】13:00~15:10(休憩 10分)

※詳細は、下記特設サイトをご参照ください。

※各回セミナーの内容は同じです。

- ・ オンラインセミナー(テーマ分割型)

労働契約に関する基本情報、無期転換ルール、副業・兼業の促進に関するガイドラインのうち、一つのテーマについて解説するオンラインセミナー

【開催時間】12:00～12:45 または 13:00～13:45

※日程によって、開催時間が異なります。詳細は、下記特設サイトをご参照ください。

※各回セミナーの内容は同じです。

- ・ 講師派遣型セミナー

中小・小規模企業等が所属する業界団体や労働組合などの労働者団体からのご依頼により開催する会場形式のセミナー

※ご依頼者の希望により、オンライン形式やハイブリッド形式にも対応可能です。

- ・ 個別相談会

労働時間や労働契約等に関するご相談、無期転換ルールの導入や申し込み方法等に関するご相談に応じます。(オンライン形式)

【開催時間】13:00～14:15、14:00～15:15 または 15:20～16:35

※上記時間内で1組 15分

※日程によって、開催時間が異なります。詳細は、下記特設サイトをご参照ください。

労働契約や関連する制度に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」運営事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL: 03-5226-9919(受付時間:平日 10時～17時)

【再掲】-----

【トピック12】「教育訓練休暇給付金」が創設されました

労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます

労働者が離職することなく、教育訓練に専念できるよう、教育訓練休暇給付金が創設されました。この給付金は自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給します。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

労働者が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さまに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行っていただく必要があります。制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】

教育訓練休暇給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

【再掲】-----

【トピック13】今月、派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナーを開催 ～

派遣労働者を受け入れる際の労働者派遣法と実務上のポイントを解説～

厚生労働省では、派遣労働者の受け入れにあたって派遣先に求められる対応や実務上の留意点について解説するセミナーを開催します。【参加無料】

このセミナーは、制度の基本的な法的知識のほか、具体的なトラブル事例、調査結果等を分かりやすく解説する内容となっています。

本セミナーの受講を通じて、労働者派遣法の正しい理解や、認識をすることで、適正な業務遂行やトラブル防止、派遣労働者のさらなる受け入れにお役立ていただけます。

オンライン参加も可能ですので、ぜひこの機会にご参加ください。

【開催日時・場所】

〈会場セミナー(対面&オンライン配信)〉

東京会場:2025年10月6日(月) 14:00~16:00

※各会場の対面参加は先着80名とさせていただきます。費用は無料。

〈オンラインセミナー〉

2025年10月10日(金)14:00~16:00

2025年10月17日(金)14:00~16:00

2025年10月20日(月)14:00~16:00

2025年10月31日(金)14:00~16:00

※各回セミナー内容は同じです。

※オンライン配信は、Webexの使用を予定しています。

【対象の方】

- ・ 派遣先事業主(派遣労働者を受け入れている企業の事業主の皆さま)
- ・ 現在、派遣先責任者として選任されている、選任される予定の皆さま
- ・ 派遣労働者を受け入れている企業の人事・労務・派遣管理担当者
- ・ 派遣労働者の受け入れを検討している企業の方
- ・ 労働者派遣事業に関する知識を習得したい方、理解を深めたい方等

【開催内容(予定)】

- ・ 事務局による労働者派遣制度等の概要の解説
- ・ 労働者派遣法や関連する指針等の概要、指導監督状況
- ・ 派遣労働者を受け入れる際に押さえるべきポイント
- ・ 派遣労働者を受け入れるにあたって押さえるべきポイントについて、法令や、実際のトラブル
- ・ (例)調査結果等の解説
- ・ 関連情報のご紹介
- ・ 質疑応答

【詳細・申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】

令和7年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局

(委託先:PwC コンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

Mail:jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【再掲】-----

【トピック14】10月29日開催 第3回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中「副業・兼業・フリーランスの協働を実現する働き方～労働者協同組合で広がる可能性～」

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する新しい法人制度です。荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。

また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマに全5回のセミナーを開催しています。第3回は、労働者協同組合を活用した副業・兼業・フリーランスの協働をテーマに、労働者協同組合の活用によって広がる多様な働き方とその可能性について取り上げます。

オンライン(Zoom)開催で全国どなたでも参加できます。

【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

10月29日(水)14:00～16:00

※申し込み締め切り: 10月27日(月)

【開催内容】

①労働者協同組合の概要

- ・ 池田 陽平 (厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長)

②基調講演

「副業・兼業・フリーランスの協働を実現する働き方～労働者協同組合で広がる可能性～」

- ・ 小野 晶子氏（独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事）

③事例紹介

- ・ 栄町労働者協同組合(沖縄県那覇市)
- ・ 労働者協同組合 HATO 文化編集部(東京都世田谷区)

①パネルディスカッション

【詳細・申し込み】

「知りたい！労働者協同組合法」第3回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202503